

高槻市多文化共生施策推進基本指針

平成 21 (2 0 0 9) 年 3 月

高槻市

はじめに

21世紀は、「人権の世紀」といわれています。

人権とは、私たちが幸せに生きるための権利です。この権利は、国籍や民族、性別を超えてすべての人に共通した権利です。

平成19(2007)年末現在、我が国の外国人登録人員数は約215万人に達し、経済のグローバル化のなかで、今後とも増加することが予想されます。

本市においても1990年代以降、中国やブラジル、フィリピンなどの人々が増え、外国人登録人員数は3,098人になっています。国籍をみると、昭和57(1982)年には韓国・朝鮮が90.5%を占めていましたが、平成19(2007)年末では51.2%になり、韓国・朝鮮以外の国籍の人が51カ国約1,500名になっています。

第4次高槻市総合計画においても、「心がかよう共につくるまちづくり」として多文化共生の社会づくりを掲げ「外国語による日常生活関連情報の提供を行うなど、外国人市民が地域の一員として暮らしやすいまちづくりを進めます。」とその具体化を目指しています。

このような状況のもと、本基本指針におきましては、多様な価値観を認めあう多文化共生社会の実現に向け、市民やさまざまな団体、企業、学校との連携を築く中で、外国人市民にも暮らしやすいまちづくりを推し進め、中核市としてふさわしい国際性豊かな魅力あるまちづくりを目指します。

平成21年3月

高槻市長 奥本 務

目次

	頁
第1章 多文化共生施策推進基本指針の策定にあたって	1
1 基本指針策定の趣旨	1
(1) 基本指針策定の背景	1
(2) 基本指針の位置付け	3
(3) 策定の方法	4
第2章 在住外国人を取り巻く状況	6
1 在住外国人の現状	6
(1) 国の現状	6
(2) 本市の現状	6
2 多文化共生への取組み	8
(1) 国の取組み	8
(2) 大阪府の取組み	9
(3) 本市の取組み	10
第3章 外国籍市民アンケート調査結果	13
1 実施方法等	13
2 調査結果	13
(1) オールドカマー	13
(2) ニューカマー	14
(3) オールドカマーとニューカマーの相違点	16
第4章 基本指針の考え方	17
1 基本理念	17
2 基本方針	19
(1) 人権尊重	19
(2) 情報の多言語化	20
(3) 暮らしの支援	21
(4) 多文化共生の地域づくり	22
(5) 施策の推進	23
3 基本指針の体系	25
4 方策の推進にあたって	26

参考資料

第 1 章 多文化共生施策推進基本指針の策定にあたって

1 基本指針策定の趣旨

(1) 基本指針策定の背景

わが国における外国人登録人員数は近年増加の一途をたどり、約 215 万人に達しており[注記-1]、経済のグローバル化の中で今後も増加するものと予想されます。一方、日本語能力が十分でないこと等から、地域社会との間で軋轢、摩擦が生じるとともに、不安定な雇用等十分安定した生活を送ることができているとは言いがたい状況もあり、現に「生活者」としての問題が生じています。[注記-2]

平成 2 (1990) 年に「出入国管理及び難民認定法」が施行され、在留資格の整備・拡充が行われ、「定住者」という就労活動に制限のない在留資格が創設される中で日系三世まで当該在留資格が付与されました。

この改正により、在日外国人の就労者数は、不法就労者を含め、平成 2 (1990) 年の 26 万人から平成 18 (2006) 年には 92 万 5 千人になったと推計されています。(参考：厚生労働省平成 20 (2008) 年 5 月 30 日「報道発表資料」)

国はこのような状況のもと、在日外国人に対しても日本人と同じような住民サービスを享受できるようにしていくことが求められていることから、外国人施策の動向も踏まえつつ[注記-3]、各地方自治体に対し、地域の実情と特性に合わせて、国籍や民族、文化の違いと多様な価値観を認め合い、共に生きる多文化共生の推進に係る指針・計画を策定し、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら地域社会の構成員として共に生きていく地域における多文化共生を一層積極的に取り組むことを求めています。(多文化共生の推進に関する研究会報告 2006 年 3 月総務省)

高槻市においても、本市に暮らすあらゆる人々が、国籍や民族、文化の違いと多様な価値観を認め合い、かけがえのない人(パートナー)として互いに人権を尊重するとともに、学びあい、共に生活できる地域社会の実現を目指す基本的な方向性を示す必要があります。

[注記-1]：平成 19(2007)年末現在の外国人登録者数は、2,152,973 人で、引き続き過去最高を更新している。

これは、平成 18(2006)年末に比べ、68,054 人(3.3%)の増加。平成 9(1997)年末に比べると 670,266 人(45.2%)の増加で、10 年間で外国人登録人員数は、約 1.5 倍になった。

外国人登録人員数のわが国の総人口 1 億 2,777 万 1 千人(総務省統計局の「平成 19(2007)年 10 月 1 日現在の推計人口」による。)に占める割合は、前年度より 0.06 ポイント増加し、1.69%となっている。男女別では、女性が 1,150,936 人、男性が 1,002,037 人となっている。(平成 20(2008)年 6 月 法務省入国管理局)

[注記-2]：・「我々は労働力を呼んだが、やってきたのは人間だった」
スイスの作家マックス・フリッシュがスイスの外国人労働者問題について語った言葉。
・平成 18(2006)年 4 月から、内閣官房の外国人労働者問題関係省庁連絡会議で「生活者としての外国人」問題への対応について検討を開始した。

[注記-3]：外国人にとって生活しやすい環境の整備に向け、基礎的行政サービスを提供するに当たり基盤となる制度を目指していくものとして、「適法な在留外国人の台帳整備についての基本構想」が発表された。(平成 20 年 3 月法務省)

これは平成 19 年 6 月 2 日の閣議決定「外国人の身分関係や在留に係る規制については、原則として出入国管理及び難民認定法に集約し、現行の外国人登録制度は、国及び地方公共団体の財政負担を軽減しつつ、市町村が外国人についても住民として正確な情報を保有して、その居住関係を把握する法的根拠を整備する観点から、住民基本台帳制度も参考とし、適法な在留外国人の台帳制度へと改編する」を踏まえて出されたものである。

(2) 基本指針の位置付け

本市では、昭和 52 (1977) 年に制定した市民憲章に人権尊重をうたい、翌年には人権擁護都市宣言を行うなど、いち早く人権を行政の重要課題として位置付けた取り組みを進めてきました。

さらに、平成 11 (1999) 年策定の「人権教育のための国連 10 年 高槻市行動計画 - 人権文化の創造・醸成をめざして - 」では、第 4 章 人権問題の現状、課題及び啓発の視点の 2 在日外国人、(1) 現状と課題で「外国人と日本人の文化の違いを理解し、共生するという意識が弱いため、在日外国人の人権が守られていない場合があります。」と捉え、(2) 啓発の視点で、共生意識を培うため日常的な交流の場を設けるなど、「共生」の大切さを指摘しています。

平成 13 (2001) 年 3 月策定の「第 4 次高槻市総合計画」(以下「総合計画」という。)では、「心がかよう共につくるまちづくり」において、「外国語による日常生活関連情報の提供を行うなど、外国人市民が地域の一員として暮らしやすいまちづくりを進める」ことや、「国籍や民族の違いを超えて、異なる文化や生活習慣、価値観を互いに理解し合う日常的な交流の場づくりを支援する」ことによって「多文化共生の社会づくり」をめざすことを掲げています。

また、平成 13 (2001) 年 3 月には、「高槻市人権尊重の社会づくり条例」を制定し、21 世紀のまちづくりを進めていく上で、人権尊重の姿勢をより確かなものとししました。

この条例に基づき、同年 12 月に高槻市人権施策推進審議会(以下「審議会」という。)を設置し、「人権施策を総合的に推進するための基本方針」について諮問し、平成 15 (2003) 年 3 月に答申が出され、この答申を最大限に尊重した「高槻市人権施策基本方針」(以下「人権施策基本方針」という。)を平成 16 (2004) 年に策定しました。

この人権施策基本方針は、本市におけるすべての行政分野において、総合的に人権施策を推進していくための基本方向を示すものであり、在日外国人問題についても推進計画を策定することが必要とし、「さまざまな文化、習慣、価値観の違いを認め合い、国籍や民族的・文化的背景に関係なく、共に地域を支え合う豊かで活力ある、多文化共生の地域社会づくりを推進します。」としています。

平成 17(2005)年には、この人権施策基本方針を具体化するため、「人権施策を総合的に推進するための高槻市行動計画」(以下「人権施策推進プラン」という。)を策定しました。

この人権施策推進プランでは、「国際化施策の推進で国際化の進展が地域レベルで広がりを見せる中、さまざまな文化、習慣、価値観の違いを認め合い国籍や民族的・文化的背景に関係なく、共に地域を支え合う豊かで活力ある多文化共生の地域社会の実現に向け、国際化施策推進基本指針を策定します。」としています。

したがって、この多文化共生施策推進基本指針(以下「基本指針」という。)については、総合計画の趣旨に基づくとともに、併せて人権施策基本方針や人権施策推進プランの目的に沿ったものとします。

(3) 策定の方法

平成 19(2007)年 7 月に本市の国際化施策を総合的・効果的・効率的に推進するための基本方向を示す指針を策定することを目的とする高槻市国際化施策基本指針策定検討会(以下「策定検討会」という。)を設置し、議論を重ねました。(参考資料：高槻市国際化施策推進基本指針策定検討会設置要綱参照)

この策定検討会では、講師を招き日本で生活する外国人の支援についてをテーマとする意見を聴き、日本人の当たり前が外国人の悩みといわれ、日本人は外国人に適応することを求めているが、「共生」ということは、受け入れることが大切であることを学びました。

また、他市における国際化の取組みについて、NPO等がそれぞれの役割を果たす中で、外国人も市民として誰もが住みよい世界に開かれた地域社会の創造に取り組んでいることを把握しました。

このように先進都市や、外国人市民の声を聞くとともに、本市における多文化共生施策の歴史的な流れについても説明を受け、先進的な取り組み事例や、中国人やブラジル人が増えている現状の中での今日的な課題の把握に努めました。

さらに、本市における外国籍市民の現状を把握するため、アンケート調査を行いました。実施に当たっては、外国籍市民アンケートの質問内容を策定検討会で作成し、その結果を審議会に諮るなど、合意形成を行

いました。無作為抽出で700名に送付し、218名(31.1%)の回答がありました。

このように基本指針の策定に当たっては、策定検討会での協議及びアンケート結果等をもとに、関係各課との調整を行い、外国人市民との「共生」を推し進めていく上での課題をまとめた「高槻国際化施策推進基本指針」検討結果報告を受け、作成したものです。

なお、人権施策推進プランにおいて、外国籍市民と同じ地域住民として共生していくため、「高槻市国際化施策推進基本指針」を策定することとしていますが、その後の「地域国際化」の議論が外国人市民を生活者・地域住民として認識することを求めていることから、「文化や価値観の多様性」に重点を移し、「共に生きる」という視点により「多文化共生」が今日的な流れとなっており、この基本指針については「高槻市多文化共生施策推進基本指針」とします。

第2章 在住外国人を取り巻く状況

1 在住外国人の現状

(1) 国の現状

わが国における外国人登録人員は、平成 19 (2007) 年末現在、約 215 万人で昭和 44(1969)年以降、増加傾向にあります。そして、総人口に占める割合は、1.69%を占めています。

また、総人口と外国人登録人員の伸び率を 10 年前と比較すると、総人口の伸び率は 1.3%であるのに対して、外国人登録人員数は、それより高く、45.2%の伸びを示しています。

(2) 本市の現状

このようなわが国の動向の中、本市の外国人登録人員は 3,098 人 (平成 19 (2007) 年 12 月末現在) で人口の 0.9%を占めています。この比率は全国平均 (1.69%) 及び大阪府下の平均 (2.4%) を下回っており、本市は比較的在住外国人の少ない都市といえます。

また、登録人員の伸びをみると、全国では最近 10 年間で 1.5 倍になったといわれていますが、本市では 3%の伸びに留まっています。

外国人登録人員数 3,098 人(男性 1,408 人・女性 1,690 人)

平成 19 年 12 月末現在

国名	人数	構成比	国名	人数	構成比
韓国・朝鮮	1,587 人	51.2%	中国	852 人	27.5%
ブラジル	145 人	4.7%	フィリピン	128 人	4.2%
米国	66 人	2.1%	その他	320 人	10.3%

次に、韓国・朝鮮人の構成比率は徐々に低下し、昭和 57(1982)年には 90.5%であったものが、現在では 51.2%になっています。

これは緩やかではありますが、本市においても中国人をはじめとするニューカマー [] の人口が増えつづけているのに対し、韓国・朝鮮人の人口は昭和 57(1982)年の人口に比べると約 3 割減少してい

るためと思われます。

この減少は高齢化の進行と併せて、帰化や昭和60年の国籍法の改正により、出生により日本国籍を取得するが増えていることも外国人登録人員数の減少の要因となっているものと思われます。

また、帰化や出生に際して、日本国籍を取得した者の正確な数字は把握していないが、ここ10年間で帰化によるもので約400人、出生によるもので約150人いることによるものであると推測されます。

この数値は、ここ10年間で外国人登録法上減少した在日韓国・朝鮮人の数値を上回っています。

この基本指針では、外国人市民を終戦前から引き続き日本に在留している主に朝鮮半島出身者及びその子孫の人たちをオールドカマーと呼称し、1980年代以降に日本に在留した人たちをニューカマーと呼称します。

2 多文化共生への取組み

(1) 国の取組み

昭和 62 (1987) 年に、自治省 (現、総務省) は地方自治体における国際交流施策のガイドラインとして、「地方公共団体における国際交流のあり方に関する指針」を、昭和 63 (1988) 年には「国際交流のまちづくりのための指針」を、平成元 (1989) 年には「地域国際交流推進大綱の策定に関する指針」を策定し、地方自治体における外国人が活動しやすいまちづくりを促しました。

平成 7 (1995) 年には、国際交流から国際協力への流れに沿い、「自治体国際協力推進大綱の策定に関する指針」を提示し、地方自治体の国際協力を促しています。

平成 12 (2000) 年 12 月に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」では、国籍や民族等による不当な差別事象の発生など、人権侵害の現状や人権擁護に関する内外の情勢に鑑み、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国及び地方公共団体ならびに国民の責務を明らかにしています。

また、総務省では平成 17 (2005) 年 6 月より、「多文化共生の推進に関する研究会」(以下「研究会」という。)を設置し、地域における多文化共生施策の推進について検討を進めてきました。

この研究会から平成 18 (2006) 年に「多文化共生推進プログラム」の提言が出され、総務省はこれを受け、「地域国際化の柱を『国際交流』、『国際協力』とともに『多文化共生』が第三の柱として、地域の国際化を引き続き推し進めていくことが求められている。」と地方自治体の国際化を促してきました。

平成 18 (2006) 年 12 月には、「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」が外国人労働者問題関係省庁連絡会議 (議長：内閣官房副長官補) から出され、「多文化共生」を推し進めることが国としての課題であることがより一層明確となりました。[注記- 4]

[注記- 4] : 「生活者としての外国人」に対する総合的対応策

平成 18(2006)年 12 月 25 日 : 外国人労働問題関係省庁連絡会議から引用

一方、外国人と地域社会との間には、言葉や習慣等の違いから、軋轢、摩擦が生じている場合が少なくない。また、不安定な雇用等の労働環境から、生活が十分安定しているとは言いがたい状況もある。さらに、不就学や日本語学習が困難等の外国人の子どもへの教育の問題は、その子どもの将来を考えた場合には大きな問題となることが想定される。

我が国としても、日本で働き、また、生活する外国人について、その処遇、生活環境等について一定の責任を負うべきものであり、社会の一員として日本人と同様の公共サービスを楽しみ生活できるような環境を整備しなければならない。

(2) 大阪府の取組み

平成 4 (1992) 年 5 月に「大阪府国際化推進基本指針」を策定し、国籍や民族を問わずすべての人々が、同じ人間として尊重し合い、違いを認め合って共生していく地域社会づくりなど、「内なる国際化の推進」として世界に開かれた豊かな心の涵養と人材の育成を図るとしています。

また、平成 4 (1992) 年 10 月には「大阪府在日外国人問題有識者会議」(以下「有識者会議」という。)を設置し、大阪府が実施する施策について、幅広く意見を求めています。

平成 14 (2002) 年 3 月に有識者会議から、在日外国人に対する施策を総合的に推進していくための「大阪府における在日外国人施策に関する指針について」の提言が行われました。

この提言を踏まえ、同年 12 月に「大阪府在日外国人施策に関する指針」を策定し、「すべての人が、人間の尊厳と人権を尊重し、国籍民族等の違いを認め合い、共に暮らすことができる共生社会の実現」に向け、①人権意識に関わる分野、②暮らしに関わる分野、③医療・保健・福祉に関わる分野、④教育に関わる分野、⑤府政参加に関わる分野を五つの目標として、在日外国人施策を推進しています。

(3) 本市の取組み

取組み状況

本市における外国人市民は、戦後 60 数年が経過し、在日韓国・朝鮮人も 3 世、4 世の世代になってきています。また、1980 年代以降に中国人やブラジル人等の転入が進み、現在では在日韓国・朝鮮人の比率は相対的に低下しています。

本市では、在日韓国・朝鮮人の人たちに対して、昭和 57 (1982) 年には「在日韓国・朝鮮人問題取り組みについての教育基本方針」を策定し、その具体化を図るなど、早くから教育の分野を中心として各種事業の推進を図ってきました。

また、昭和 57 (1982) 年の「難民の地位に関する条約」発効に伴い、国民年金の国籍条項が廃止されましたが、本市独自の「在日外国人障害福祉金支給制度」を昭和 59 (1984) 年に設け、年金支給に配慮してきました。

これらの施策は全国的にも高く評価され、在日外国人に対する施策の先進例として、注目を浴びてきた経過があります。

1980 年代以降、全国的にはいわゆるニューカマーといわれる人口が急激に増え、在日外国人に対する施策の中心がニューカマーに移ってきました。しかし、本市ではニューカマーの人口の急激な伸びがなかったため、国際交流に重点を置いた施策展開を行ってきました。

その後、国における「経済の国際化」、「介護職場の外国人労働力の導入」といった施策転換の流れに沿い、本市の国際化施策も総合計画においても、「国籍や民族の違いを超えて、異なる文化や生活習慣、価値観をお互いに理解し合う日常的な交流の場づくりを支援します。」と多文化共生の社会づくりを掲げています。

高槻市人権意識調査報告書での課題

平成 15(2003)年の第 4 回高槻市人権意識調査報告書では、在日外国人の人権についての項目において、開発途上国の労働者の受け入れは日本の責務であり、受け入れるべきだという質問に対して、「そう思う」は 22.9%、「そう思わない」が 36.0%、「わからない」

が 34.7%、無回答が 6.4%となっています。

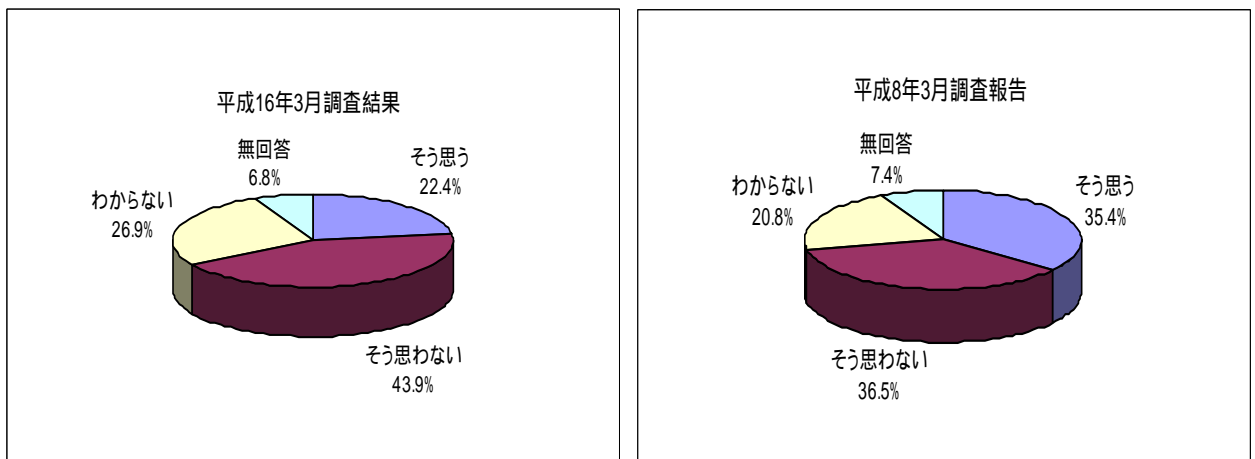
また、同じ設問の中で日本人が付きたがらない職業を外国人に押しつけるのはよくないという質問に対しては、69.6%が「そう思う」と答えており、「そう思わない」の 10.2%を大幅に上回っています。

そして、不法就労者は不利益な労働条件などで人権が多少侵害されてもしかたがないという質問では、22.4%が「そう思う」と答え、「そう思わない」が 43.9%を占めています。

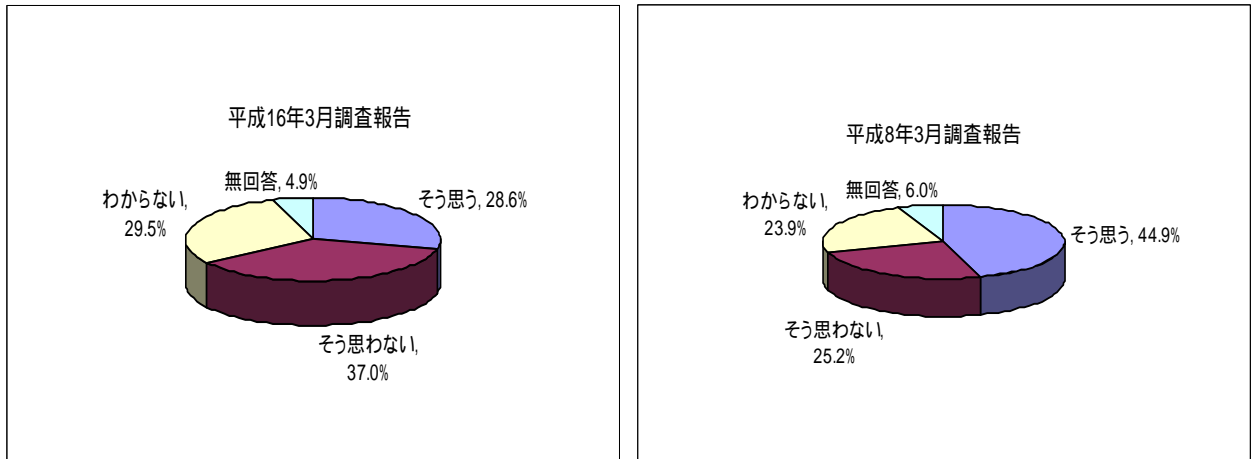
次に、外国人労働者を受け入れると治安や風紀が悪くなると思うという質問では、「そう思う」が 28.6%、「そう思わない」37.0%、「わからない」が 29.5%という比率になっています。

これを前回調査（平成 8(1996)年 3 月）と比べると、不法就労者は不利な労働条件で人権が多少侵害されてもしかたがない、については、「そう思う」がマイナス 13.0 ポイントと大幅に減少し、また、外国人労働者を受け入れると治安や風紀が悪くなると思う、についても、「そう思う」がマイナス 16.3 ポイントと大幅に減少しており、市民の在日外国人に対する人権意識が高まっていることがうかがわれます。

【不法就労者は不利な労働条件などで人権が多少侵害されてもしかたがない】



【外国人労働者を受け入れると治安や風紀が悪くなると思う】



今後の課題

本市の外国人市民に対する取組みは、オールドカマーの人たちに対して、先進的な取組みを行った実績があります。しかし 1980 年代以降中国人やブラジル人の転入が増え、外国籍市民の国籍比率に大きな変化がおこり、ニューカマーの比率が約 5 割を占めるに至りました。

このような状況の中、現在までの外国人市民に対する施策の経験と実績を生かしながら、増えつつあるニューカマーの人たちに対する新たな施策を行うことが求められています。

これらの人たちは日本語を話すことが十分でない、あるいは日本の文化や風習になじめない状況にあることも考えられます。

したがって、こうしたニューカマーの人たちに対するコミュニケーション支援や生活等の支援あるいは地域コミュニティの一員として受け入れていく体制づくりが必要となっています。

また、今後、本市の多文化共生の社会づくりを推進していく上で、多文化共生施策推進に関する機関の設置が必要であると考えます。

第3章 外国籍市民アンケート調査結果

1 実施方法等

外国籍市民 3,092 人（平成 20(2008 年 1 月) 末現在から 20 歳以上の成人（約 2,000 人）から無作為に 700 名を抽出しました。

アンケート用紙は日本語版と外国語版（韓国・朝鮮語、中国語、英語、ポルトガル語）を同封して発送しました。回答は 218 名で回収率は（31.1%）でした。

アンケートは人権問題と日本語能力の不十分さ等からくる日常の生活の場面での問題点を中心に質問しました。

2 調査結果

(1) オールドカマー

居住歴等

(ア) オールドカマーは、回答者 74 名中、72 名は日本生まれ日本育ちでした。アンケートの回答も 72 名は日本語版を使用しで回答しています。

(イ) 無作為抽出でしたが、回答者は 60 歳以上が約 5 割ありました。

これは、60 歳以上の回答率が他の年代に比し約 2 倍あったことによります。

(ウ) 日本での居住年数は 50 年以上が、48.6%いましたが、高槻市在住 50 年以上は 10.8%でした。このことはオールドカマーの異動（転出入）が相当あるように思われます。

(エ) 日本語支援については、ほぼ全ての人が日本生まれ日本育ちであることから、アンケートの結果からはあまり必要とされていないと思われます。

(オ) 配偶者が日本人である割合が、ニューカマーの比率の約半数でした。これはオールドカマーの回答者の年齢が高かったことが影響していると思われます。

(カ) 高槻市への居住（帰属）意識は高く、今後とも住むつもりだ、が約 70%を占めています。

(キ) 日常生活上の質問において、オールドカマーの回答で最も多いも

のは「特になし」です。

例えば、日常生活で困っていることや不安に思っていることの質問では、「特に困っていることや不安はない」が43.2%、子どもについての望みや心配していることでも「特に望むことや心配事がない」が31.1%、病院や診療所などで困ったことでは、「特に困ったことはない」が54.1%となっています。

人権問題

(ア) 人権問題については、「日本人に理解してほしいことは何ですか」との質問に、オールドカマーの約60%が「外国人に対する差別があること」と回答し、ニューカマーの36.0%を大きく上回りました。

(イ) オールドカマーの人たちがどのような場面で差別を感じているのかは、仕事を探す際、「外国人であることを理由に断られた」24.3%、住まい探しにおいて「外国人であることを理由に断られた」23.0%が最も高く、自身や子どもで困っていることで「本名を名乗りにくい環境がある」も24.3%を占めています。

以上の点からオールドカマーは就職や、住まいを探す時など人生の大きな節目で差別を現実的に感じているとともに、とりわけ日常的に通称名を使用せざるを得ないことから、やはり日本社会に差別が存在するといわざるを得ません。

(2) ニューカマー

居住歴等

(ア) 多国籍化が進み、出生地はほぼ外国ですが、52カ国、約1500人の人が本市に住んでいます。

(イ) 年齢層の中心は20代30代で約6割を占めています。

(ウ) 多くの人の居住年数は少なく、5年未満が約5割を占めています。

(エ) 配偶者が日本人である人が多く(66.4%)、日本に住んでいる理由も結婚したからが45.7%となっています。

- (オ) 日本語が十分に理解できていない。(聞くことで、「あまりできない」が 16.7%、「ほとんどできない」が 1.4%、書くこと「あまりできない」37.7%、「ほとんどできない」10.9%)となっており、日本語支援を求めていると思われます。
- (カ) 日本語の支援を求めている姿は、多くの質問の回答の中から伺われます。日常生活に必要な情報はどこから入手していますかの回答で「高槻市」は 2.2%しかなく、日常生活において困っていることや不安に思っていることの回答で「高槻市の情報が入りにくい」が 10.1%あります。
- また、子どもについての望みや心配していることで、「日本語の能力、学力が心配である」13.8%や仕事を探すときに困ったことはとの質問に「就職先の情報が日本語でよくわからない」が 13.0%あります。
- (キ) 社会参加について、ニューカマーは「関わっていきたい」43.5%あります。また、防災の質問で、災害時等における対応への期待でも「助け合いができるよう、日頃から地域の人とコミュニケーションできる機会を増やす」が 39.9%あることからみても、ニューカマーの社会参加に対する期待が高いことが伺われます。
- (ク) 高槻市への居住(帰属)意識は強く、52.2%が今後とも高槻市に住むつもりと答えています。

人権問題

- (ア) 日本人に理解してほしいことは、「外国人に対する差別があること」は 36.0%で、オールドカマーと比較すると低い数値になっています。
- (イ) ニューカマーの人たちがどのような場面で差別を感じているのかについては、仕事を探す際「外国人であることを理由に断られた」が 18.8%、住まい探しにおいて「外国人であることを理由に断られた」15.9%が最も高くなっています。

また、あなたや、子どもが困っていることで「外国人だからという理由で友達ができない」10.1%などがあります。

以上の点から、ニューカマーは、日本語という言葉の壁で生活

の多くの場面で困っている事例が見られ、また、地域社会への参加意欲が高いことも見受けられます。

(3) オールドカマーとニューカマーの相違点

出生地： オールドカマーは、ほぼ日本生まれであり、ニューカマーは、ほぼ外国生まれです。

年代： オールドカマーは 60 歳以降で約 5 割を占め、ニューカマーは 20 代 30 代で約 6 割を占めています。

高槻在住： オールドカマーは 20 年以上が約 6 割を占め、ニューカマーは 5 年未満で約 5 割を占めています。

日本語： オールドカマーは「現在学んでいる」、「学びたい」で 12.2%、ニューカマーでは 72.5% あります。

通称名： オールドカマーは、日常的に通称名を使用するが 72.5% ありますが、ニューカマーは 8.0% に留まっています。

配偶者の国籍： オールドカマーは、本人と同じ国籍が 66.7% ですが、ニューカマーは日本国籍が 66.4% となっています。

以上、アンケートの結果から見ると、オールドカマーは、すでに 3 世 4 世の時代となり、そのほとんどが日本生まれ日本育ちであることから、日本語の能力や日本文化に対する知識や経験は、十分備えていると思われる。

ただ、日本社会の中にある外国人に対する差別意識との関わりで日常生活上の問題を抱えていると思われる。

それに対して、1980 年代以降に主に働く場所を求めて来日したニューカマーは、日本在住も短く、日本語の能力や日本文化に対する理解が十分できず、生活の様々な場面で問題を抱えていると思われる。

基本指針の策定に当たっては、オールドカマー、ニューカマーのそれぞれの「共生」の課題を把握し、施策の実現に結びつけることが必要です。

第4章 基本指針の考え方

1 基本理念

先に述べましたアンケートの結果等から、この基本指針の基本理念については、国際化の進展が地域レベルで広がりを見せる中、「さまざまな文化、習慣、価値観の違いを認め合い、国籍や民族的・文化的背景に関係なく、共に地域を支え合う豊かで活力ある多文化共生の地域社会の実現を目指す。」こととします。

(基本理念の考え方)

外国人登録者数は平成 16 (2004) 年末現在で約 200 万人と、この 10 年間で 46% 増となり、今後のグローバル化の進展及び人口の減少を勘案すると[注記-5]、外国人市民の更なる増加も予想されるため、外国人市民の施策は、既に一部の地方自治体のみならず、全国的な課題となりつつあります。

このような中、多文化共生の地域づくりについては、外国人労働者施策あるいは在留管理からだけでなく、外国人住民を生活者・地域住民として認識する視点から検討する必要性が増しています。

地方自治体においては、1980 年代後半から「国際交流」と「国際協力」を柱として、地域国際化を推進してきましたが、前述のような地域社会の変化を勘案し、「多文化共生」を第3の柱として、地域の国際化[注記-6]を引き続き推し進めていくことが求められています。

平成 18 (2006) 年 3 月 7 日「多文化共生推進プログラム」の提言：(総務省)

本市においても、1980 年以降中国人やブラジル人の転入が増え、平成 19 年末には、これらニューカマーといわれる人の人口が外国籍市民の約半数を占めるまでになっています。

このような状況から、国が推し進める多文化共生社会の実現は、本市においても重要な課題となっています。

したがって、多文化共生のまちづくりは、違いを互いに認め合うに留まらず、外国人市民などマイノリティの人々の生活上の問題等をどう解決するかという視点で取り組むということにほかなりません。

[注記-5]：日本の総人口は、平成17(2005)年の国勢調査で1億2,777万人であったのが、平成67(2055)年には8,993万人になるものと推計されている。

生産年齢人口(15~64歳)は戦後一貫して増加を続け、平成7(1995)年の国勢調査では、8,716万人に達したが、その後減少局面に入り、平成17(2005)年国勢調査によると8,409万人となった。平成24(2012)年には8,000万人を割り、平成67(2055)年には4,595万人となる。

平成17(2005)年現在の31%(働き手3.3人で高齢者1人を扶養)から平成30(2020)年には50%(2人で1人を扶養)を越えて上昇し、平成67(2055)年には79%(1.3人で1人を扶養)となるものと推計されている。

日本の将来推計人口(平成18年12月推計)

国立社会保障・人口問題研究所

[注記-6]：自治省は、昭和62(1987)年3月「地方公共団体における国際交流のあり方に関する指針」を策定し、「地域レベルでの国際交流を推進していく基本的意義は、それによって世界に開かれた地域社会づくりを推進し、地域の活性化を図っていく。」としています。

以上のことから、「外国人市民」については、従来「外国籍市民」、「外国籍住民」、あるいは「在日外国人」と呼称してきましたが、今後は「外国人市民」と呼称することが望ましいと考えます。

ただし、外国人登録者だけを表現する場合などについては、「外国籍市民」と呼称するものです。

なお、この基本指針はすべての市民を対象としますが、基本指針に基づき実施する日本語支援等の事業は、外国人市民だけでなく、国籍が日本国籍であっても海外からの帰国者や国際結婚により生まれた人など、外国の文化的・民族的背景をもつ市民も含むことが望ましいと考えます。

2 基本方針

基本理念を実現するために次の5つの基本方針と具体的な方策を設定します。

(1) 人権尊重：多文化共生の意識づくりと推進

民族的偏見や差別意識を克服するため[注記-7]、継続的な啓発活動により人権尊重の意識の高揚を図るとともに、日本人市民と外国人市民の相互理解を促進する必要があります。

[注記-7]：平成9(1997)年7月4日の「『人権教育のための国連10年』に関する行動計画」(人権教育のための国連10年推進本部(内閣に設置)策定)

(7) 外国人

今日、わが国社会は諸外国との人的・物的交流の増大に伴い、外国人をめぐって様々な人権問題が生じている。そこで外国人に対する偏見・差別を除去するために、特に以下の施策を推進する。

- 1) 外国人に対する人権問題の解決を図るため、外国人のための人権相談体制を充実させる。
- 2) 外国人に対する差別意識解消のための啓発活動を推進する。
- 3) 定住外国人に対する嫌がらせ差別事象の発生を根絶するための啓発活動を推進する。

人権啓発活動の充実

庁内で行われている人権研修や市民向けの人権講座のテーマについては「多文化共生」を積極的に取り入れることに努めます。

また、こうした研修に当たっては、今日までの取り組みを踏まえ、本市の基本的姿勢である人権尊重の立場に立って実施する必要があります。

企業における人権意識の高揚

市内には外国人労働者を研修目的で受け入れている企業もあり、これらの企業への働きかけなどを行い、人権意識の高揚を図ることに努めます。

NPO等との連携

市民への啓発については、行政からの啓発活動にとどまらず、NPO等との積極的な連携も視野に入れ、市民自らが主体的に取り組む啓発活動の推進に努めます。

国等への要望活動

外国人登録法の改正や、社会保障制度等に見られる国籍や在留資格などによる制度上の制約の是正等について、引き続き国等への要望に努めます。

(2) 情報の多言語化：コミュニケーション支援

ニューカマーといわれる人々をはじめ、言葉や文化の壁で日常生活に困っている人たち対し、下記の項目について引き続き支援に努めます。

広報等の多言語化

ホームページ等、本市が発信する情報の多言語化に努めます。

パンフレット類の活用

大阪府等が作成している多言語化されたパンフレット類の活用をします。

通訳ボランティアの紹介等

通訳ボランティアを擁する民間団体との連携推進及び医療機関での通訳ボランティアの紹介等を検討します。

日本語能力向上のための支援

(財)高槻市都市交流協会の日本語教室やボランティア団体の日本語教室との連携を深めます。

(3) 暮らしの支援：外国人市民にも暮らしやすいまちづくり

日々の生活の中で不利益な扱いを受けることのないよう、外国人市民にとっても暮らしやすいまちづくりを目指します。

居住

不動産の斡旋等の際に、外国人市民に不利益な取り扱いが行われないうよう啓発及び指導に努めます。

教育

(ア) 教育現場において、外国人児童・生徒に配慮した教育を推進します。また、日本語指導を必要とする児童・生徒に対する支援活動の充実に努めます。

(イ) 外国人児童・生徒が自らの民族と文化に自覚と誇りを持つことができるよう引き続き支援します。

(ウ) 教育の様々な場面において、多文化共生の大切さの啓発に努めます。

(I) 多言語の文書を作成し情報の提供に努めます。

労働環境

企業に対しては、外国人市民の雇用機会の均等・拡大、採用の公平性について啓発に努めます。また、採用後においても、本人の民族性が尊重されるよう啓発に努めます。

医療・保健

保健・医療についてのさまざまな情報を多言語で提供することに努めます。

また、外国人市民にとって医療保険制度は、理解しにくいこともあり、制度の周知及び情報提供に努めます。

防災

日本語による意思疎通が十分図ることができない外国人市民にとっては、地震、風水害、火災等の災害発生時の情報を得ることが困難であることから、災害時要援護者（災害弱者）となるおそれがあります。

このため、防災マップ等の活用により、外国人市民に災害等緊急時の避難場所等について周知を図るとともに、災害時には地域ぐるみで支援できるしくみづくりについて研究します。

(4)多文化共生の地域づくり：外国人市民参加のしくみづくり

いわゆるニューカマーといわれる人が外国人登録人員数の約半数を占め、52 개국約 1,500 名が在籍し、本市における国際化は緩やかではありますが広がっています。

このような中、ボランティア団体が主催する日本語教室には、50～60 人が登録し、日本語や日本の文化を学んでいます。（ボランティア Osaka Vol. 5 1）

外国人市民は多様な文化や価値観を持っています。日本人市民と外国人市民が、お互いに違いを認め合いながら地域社会を構成するパートナーとして、共に支え合い、助け合い、新たな地域文化を創造する必要があります。

交流の促進

地域の国際化[注記- 8]を進める上で、市民一人ひとりが豊かな国際感覚を育むことが大切です。このためには、地域の異なった文化や歴史を持つ人たちと交流を深めることが必要です。このことによ

り、自分たちの地域の価値や歴史の再発見につながり、そして豊かな地域社会創造の担い手となり、より一層豊かで魅力あふれるまちにすることができるものです。

[注記- 8] : 1980 年代後半から、「国際交流」と「国際協力」を柱として地域国際化を推進してきたが、地域社会の変化を勘案し、「多文化共生」を第 3 の柱として、地域国際化を引き続き推し進めることが求められている。(平成 18(2007)年 3 月 7 日「多文化共生推進プログラム」の提言 総務省)

市民参加への促進

外国人市民のニーズや課題を把握し施策に反映させるため、各種モニターや市民向けの各種アンケート等に外国人市民も対象とするよう努めます。

(5) 施策の推進：推進体制の確立

本市の新たな多文化共生社会の構築を着実に総合的かつ効果的に進めるため、市民、各種団体、関係機関、企業との連携、協働に努めます。

庁内体制の整備

多文化共生の施策を市民の信頼を得ながら総合的に進めるため、庁内の横断的な組織体制の整備を検討します。

また、職員一人ひとりが豊かな国際感覚や「外国人市民と共に暮らす地域社会の一員である」との自覚を持ち、さまざまな行政課題に対応できるよう、職員研修のより一層の充実をはじめ人材育成に努めます。

多文化共生施策推進に関する機関の設置

基本指針の推進に当たっては、多分野にわたる施策を効果的に取り組むことが必要です。このため、本市の多文化共生の社会づくりを担う多文化共生施策推進に関する機関の設置（仮称たかつき多文化

共生交流センター等)が必要であると考えます。

NPO等との連携

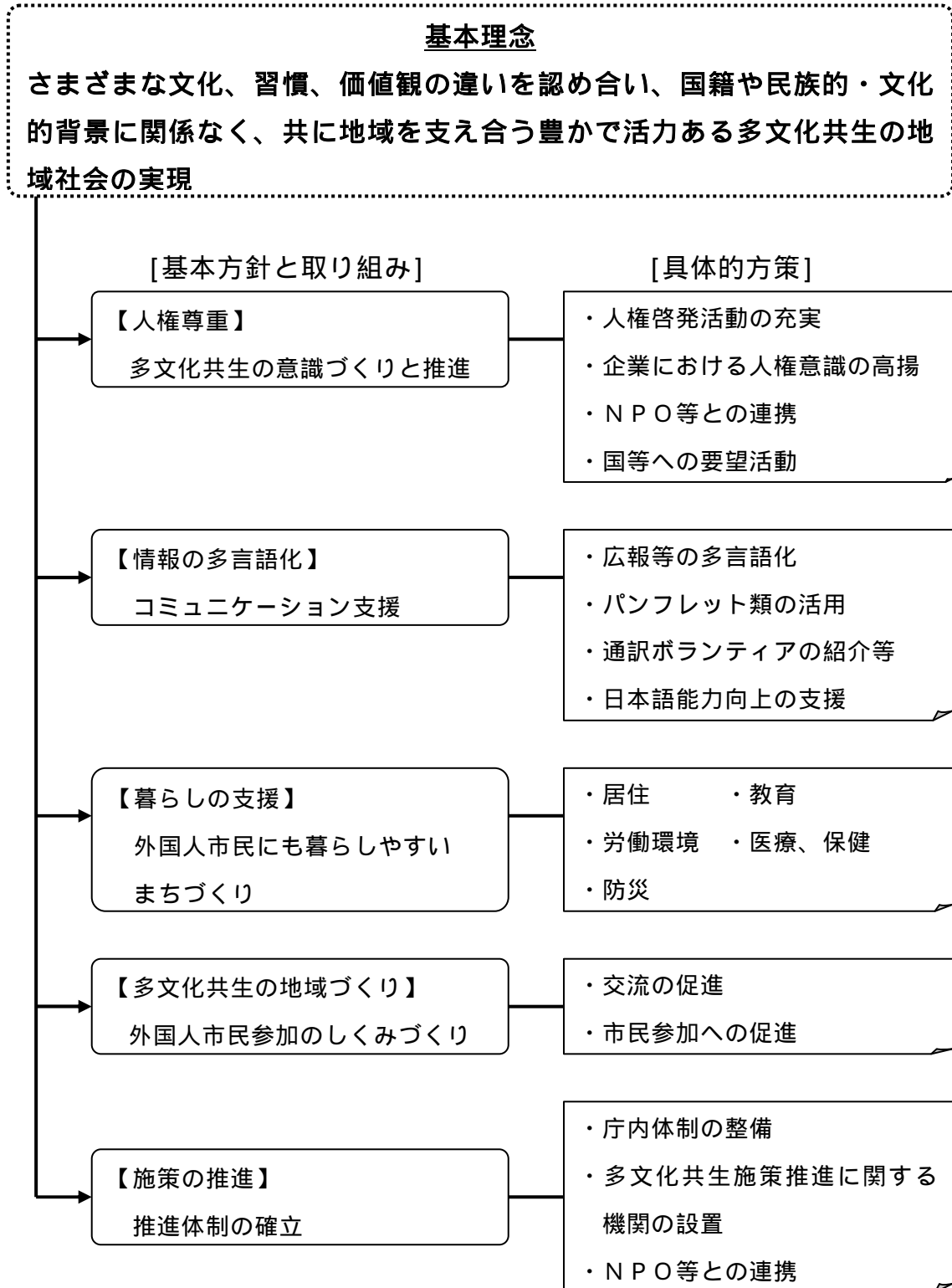
広報等の多言語化や、日本語教室あるいは通訳ボランティア等の導入などに際しNPO等の協力が必要と考えます。

外国人市民が抱える教育、医療、福祉などのさまざまな問題やニーズを共に考え、解決に努めることが重要であり、NPO等との連携に努めます。

このように、行政、多文化共生施策推進に関する機関、NPO等が互いの役割分担を明確にしながら多文化共生施策の推進に取り組んでいくことが重要です。

3 基本指針の体系

基本指針体系図



4 方策の推進にあたって

今後とも外国人市民の増加が予想され、多文化共生社会の実現の必要性が日増しに強まっていることから、本市においてもこの基本指針に基づき具体的な方策を実施し、推進することによって、国籍や民族の違いを超えて、共に地域を支え合う豊かで活力のある高槻市を創造することができるものです。

参 考 資 料

- (1) 外国籍市民アンケート調査について
- (2) 高槻市国際化施策推進基本指針策定検討会設置要綱
- (3) 外国人登録人員

全国及び高槻市の外国人登録者総数の推移

高槻市の国籍別外国人登録者数の推移

大阪府内外国人登録人員・市区町村別集計表

- (4) 高槻市多文化共生施策推進基本指針策定経過

(1) 外国籍市民アンケート調査について

1 調査の目的

市内に在住する外国籍市民の生活実態等を「人権」、「情報・コミュニケーション」、「生活環境」、「多文化共生の地域づくり」の項目から検証することにより、多文化共生社会の実現に向けた課題を把握し、基本指針策定のための基礎資料としました。

2 実施方法等

平成 20(2008)年 5 月 9 日から 23 日までの間に調査を行いました。アンケートの実施にあたっては、外国籍市民 3,092 人(平成 20(2008)年 1 月)末現在)から 20 歳以上の成人の方(約 2,000 人)から無作為により、700 人を抽出しました。

アンケート票は外国籍市民に対するアンケートの性格を踏まえ、日本語以外に韓国・朝鮮語、中国語、英語、ポルトガル語の 4 か国語とし、対象者の国籍に応じて、日本語版と外国語版の 2 通を同封して送付しました。

アンケートの集計にあたっては、終戦前から引き続き日本に在留している主に朝鮮半島出身者及びその子孫の人たち(オールドカマー)と 1980 年代以降に日本に就労の場を求めて渡日し、定住した人たち(ニューカマー)に分けて分析を行いました。

3 調査結果

調査票の回収状況は発送件数 700 件に対し、回収数は 218 件で回収率は 31.1%となっています。

言語圏別の回答率はポルトガル語が約 17%に留まりましたが、その他の回答率は約 30%で、ほぼ同じような回収率となりました。

人権、コミュニケーション、生活環境などに関する調査結果は次のとおりです。

(1) 人権

アンケートの質問の多くに人権に関するものを設け、外国籍市民が抱える人権問題にも焦点を当てています。

この人権問題は、オールドカマーの人々とニューカマーの人々でどのような違いがあるのかについても調査の大きなテーマの一つとしました。

(例) 【質問】日本人に理解してほしいことは何ですか。

	外国人に対する差別があること		特に理解してほしいことはない		無回答		計
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	
オールドカマー	44	59.5%	14	18.9%	16	21.6%	74
ニューカマー	50	36.0%	30	21.6%	59	42.4%	139
不明	3	60.0%	0		2	40.0%	5
計	97	44.5%	44	20.2%	77	35.3%	218

この回答では、差別があると答えたオールドカマーは59.5%で、ニューカマーの36.0%と比較すると、約1.7倍の開きがあります。

本人の属性のところで本名と通称名に関する質問をしていますが、オールドカマーの方は通称名だけを使用しているが70.3%を占め、ニューカマーの方の8.0%に比べて大きな開きがあります。

(2) コミュニケーション支援

日本語を学びたいですか、という質問に対し回答したオールドカマーは、ほぼ全員が日本生まれであり、日本語支援をあまり必要としないと思われます。

それに対し、ニューカマーは「学んでいる」と「学びたい」を合わせると72.5%になり、コミュニケーション支援を求めていることが分かります。

	学んでいる	学びたい	思わない	必要ない	無回答
オールドカマー	5.4%	6.8%	4.1%	59.5%	24.3%
ニューカマー	23.2%	49.3%	9.4%	13.0%	5.1%
不明	0%	40.0%	40.0%	0.0%	20.0%

日本語および日本社会を学習するための支援

コミュニケーション支援がどの程度必要か、について把握を行いました。オールドカマーは74件の回答のうち、「日本以外で生まれた」は2件で、アンケートの結果では、日本語の支援を求めている人は少ないと思われます。

送付したアンケートの外国語版による回答は2件に留まり、日本語版のアンケート用紙による回答が多いることから、日本語支援の必要性は少ないと思われます。

アンケートの回収内容を年代別に見ると、「日本語を学びたい」と答えた人は、30歳代で18.2%、70歳代で14.3%となっていますが、他の年代では「学びたい」は皆無です。

また、「日本語を学びたい」と答えた人にどのような方法で学びたいですか、の質問に対する回答は50.0%が無回答であり、次に多いのが「大学の日本語コース」であることからみれば、日常生活上必要な日本語を学びたいというよりも、日本語の文化を学びたいということだと考えられます。

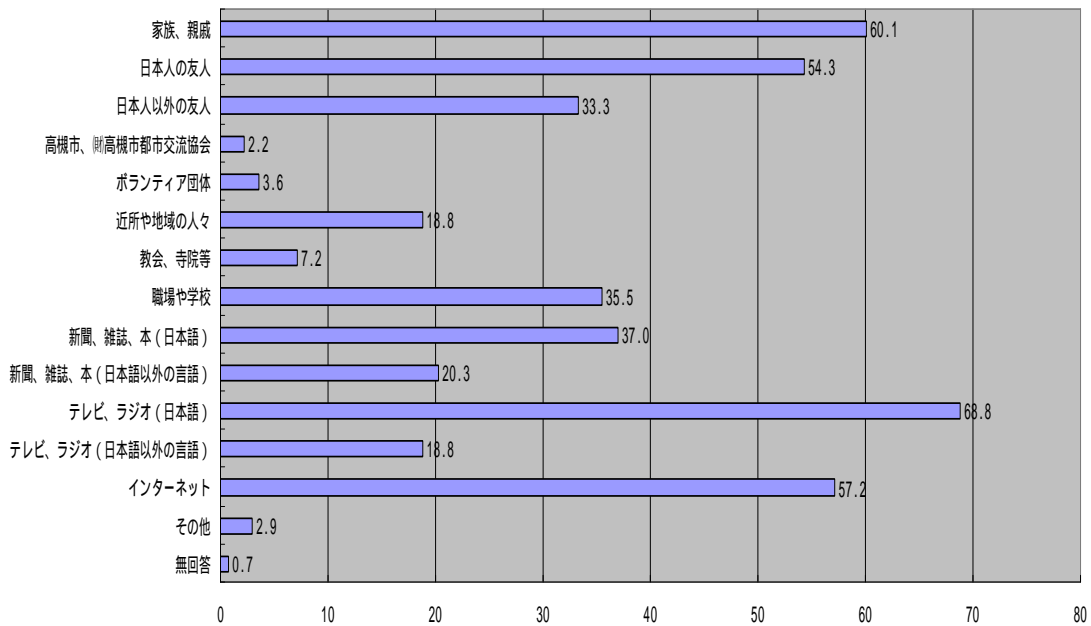
次に、ニューカマーでは、「学んでいる」、「学びたい」が72.5%あり、多くの人が日本語の支援を求めています。

また、どのような方法で学びたいですかとの質問では、「(財)高槻市都市交流協会やボランティアグループなどの日本語教室」が38.0%となっています。

地域社会における情報の多言語化

ニューカマーに対する日本語支援の必要性は、日常生活に必要な情報はどこから入手していますか、との質問に対して「高槻市、(財)高槻市都市交流協会」が2.2%となっています。

[日常生活に必要な情報はどこから入手していますか 単位：％] ニューカマー



(3) 生活等の支援

生活環境

日常生活で困っていることや、不安に思っていることは、の質問に対しオールドカマーは43.2%が「特に困っていることはない」と答えています。次に「仕事のこと」が23.0%となっています。

年代別に見た場合30代の人のみ「特に困っていることや不安がない」と「仕事のこと」が36.4%で、同率で首位となっています。

ニューカマーでは、1位が「子どもの教育のこと」34.1%、2位が「仕事のこと」で31.9%となっています。

また、オールドカマーでは1位であった「特にない」が、ニューカマーでは半数の21.7%に留まり、オールドカマーでは1.4%しかない「日本語がよくわからない」がニューカマーでは20.3%で、日本語がよくわからないことと子供の教育に対する不安や、仕事の悩み等が連動しているように思われます。

次に「日常生活で困ったことが起きた場合は誰に相談しますか」については、オールドカマー、ニューカマーともに「日本に住んでいる家族、親戚」をあげており（オールドカマー59.5%、ニューカマー66.7%）、次いで「日本人の友人」（オールドカマー39.2%、ニューカ

マ-40.6%)となっています。

差が大きく開くのが、「日本人以外の友人」でオールドカマーの5.4%に対し、ニューカマーは、31.9%もあります。また、「母国に住んでいる家族、親戚」でも大きな開きがあり、オールドカマーの1.4%に対してニューカマーは25.4%となっています。

居住環境

高槻市に住んでいる理由を尋ねたところ、「結婚したから」が最も多く37.3%、次いで「仕事のため」が29.7%「高槻市が住みやすいから」が17.9%となっています。

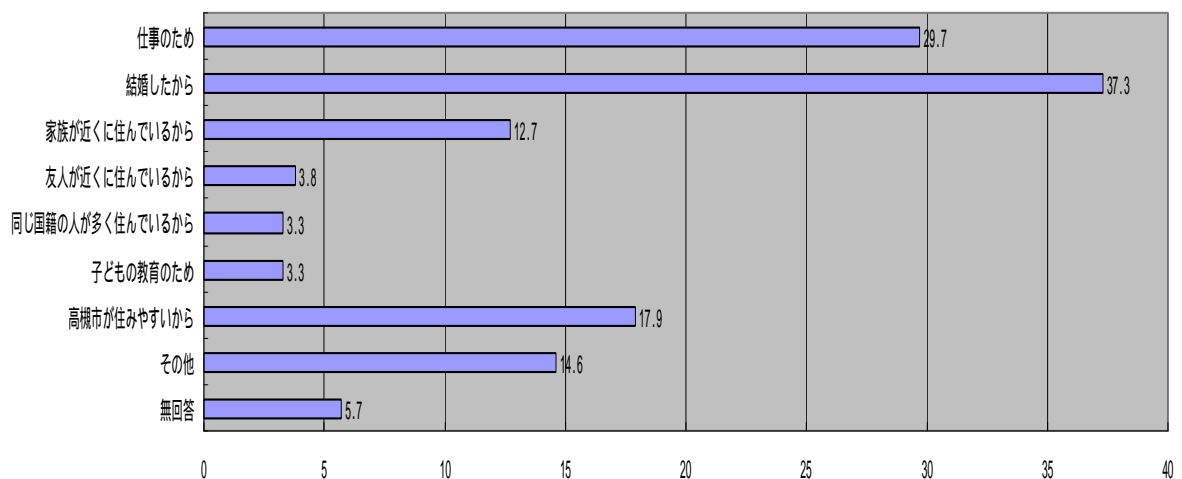
ニューカマーは「結婚したから」が45.7%を占め、結婚して日本人の配偶者として住んでいる人が多いように見えます。

また、「高槻市が住みやすい」と答えた人は、その理由として「公共交通機関の利便性」が32.0%、「生まれ育った土地だから」が24.0%、「親しみやすい、生活環境がよい」が12.0%、「自然が多い」が同じく12.0%となっています。

次に、住まいを探す時に困ったことは何ですかとの質問には、「特に困ったことはなかった」が33.5%で、無回答の17.9%を含めると、問題なく住宅を所有できたり、借家を確保できた人が多いことがうかがわれる反面、「外国人であることを理由に断られた」という回答が18.4%あり、差別を感じていることもうかがえます。

これらの解消については、引き続き啓発活動を行っていく必要があると考えます。

[高槻市に住んでいる理由は何ですか 単位：%] 全体



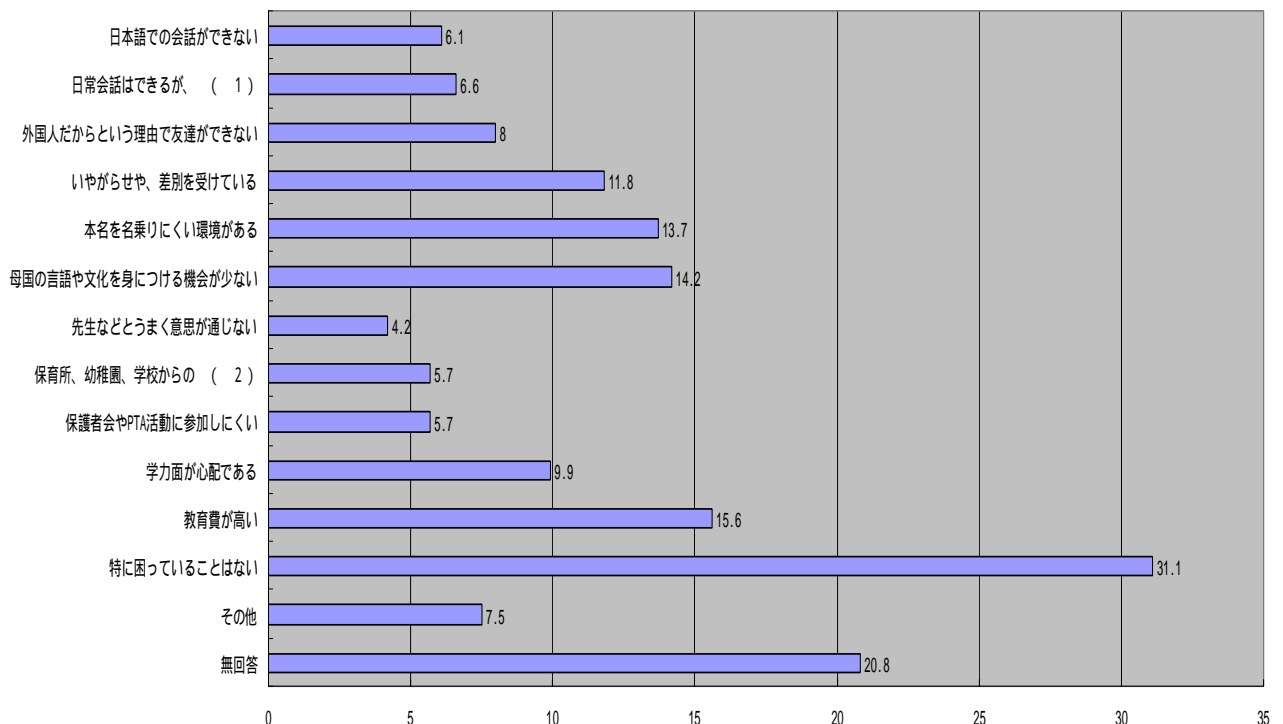
教育

あなたや、子どもが困っていることは何ですか、との質問に対し、「特に困っていることはない」が 31.1%と最も高く、以下、無回答 20.8%、「教育費が高い」が 15.6%、「母国の言語や文化を身につける機会が少ない」が 14.2%となっています。

子どもについて、どのようなことを望み、また、心配されていますかとの質問に対しては、「日本に住んでいても、母国の言葉や文化を学んでほしい」が 33.5%と最も高い比率となっており、注目すべきと考えます。次いで無回答が 25.9%、「特に望むことや心配ことはない」が 24.1%と「日本での進学や就職が心配である」が 20.3%となっています。

しかし、「特に望むことや心配ことはない」と無回答を合わせると約 5 割を占めており、将来を憂慮している回答者の割合が必ずしも高くない状況にあります。

[あなたや、子どもが困っていることは何ですか 単位：%] 全体



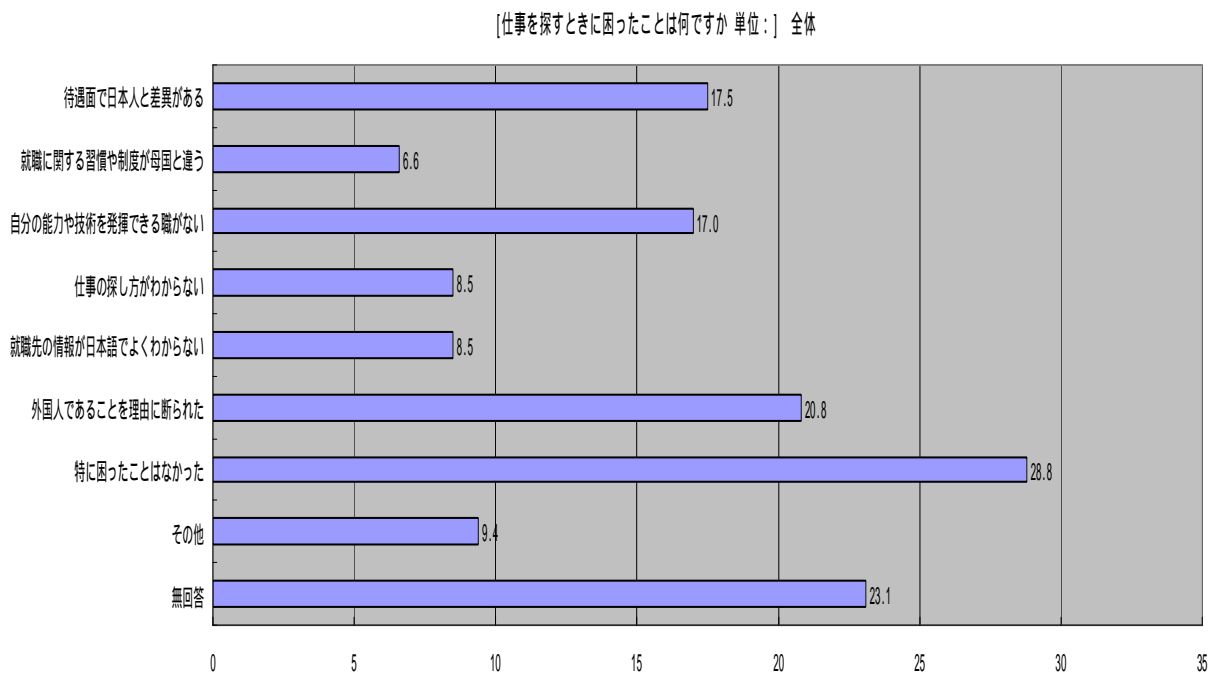
1 = 日常会話はできるが、日本語の授業では内容が理解できない

2 = 保育所、幼稚園、学校からの連絡内容(お便りなど)がわからない

労働環境

仕事を探す際に困ったことを尋ねましたが、「特に困ったことはなかった」が28.8%と最も高く、無回答が23.1%、「外国人であることを理由に断られた」が20.8%、「待遇面で日本人と差異がある」が17.5%となっています。

「外国人であることを理由に断られた」が20.8%と約2割の人が就職での差別を受けていると感じています。



医療・保健・福祉

年金、健康保険の加入率はともに、オールドカマーよりニューカマーの比率が高くなっています。国民年金については、オールドカマーが28.4%に対してニューカマーが37.7%となっています。

国民年金には国籍条項が昭和57(1982)年までであったことが関係しているものと思われます。

その他の年金(厚生年金等)においても、オールドカマーよりニューカマーのほうが高い傾向にあります。

そして、国民健康保険もオールドカマーが 50.0%に対してニューカマーが 58%とニューカマーの加入率が高い傾向にあります。

その他の健康保険（組合健保等）においても、オールドカマーの 16.2%に対して、ニューカマーは 22.5%とやはり高い比率となっています。

また、生命保険や火災保険など任意加入のものについては、オールドカマーがニューカマーと比較して生命保険で 16.7%、火災保険で 7.9%高くなっています。

次に、病院等で困ったことがありますか、との質問には「特に困ったことがない」が 47.2%、次いで「医療費が高すぎる」が 23.1%、「病院で言葉が通じない」が 15.1%と続いています。

「外国人に対して不親切である」については、オールドカマーは、1.4%、ニューカマーは、5.8%となっています。

防災

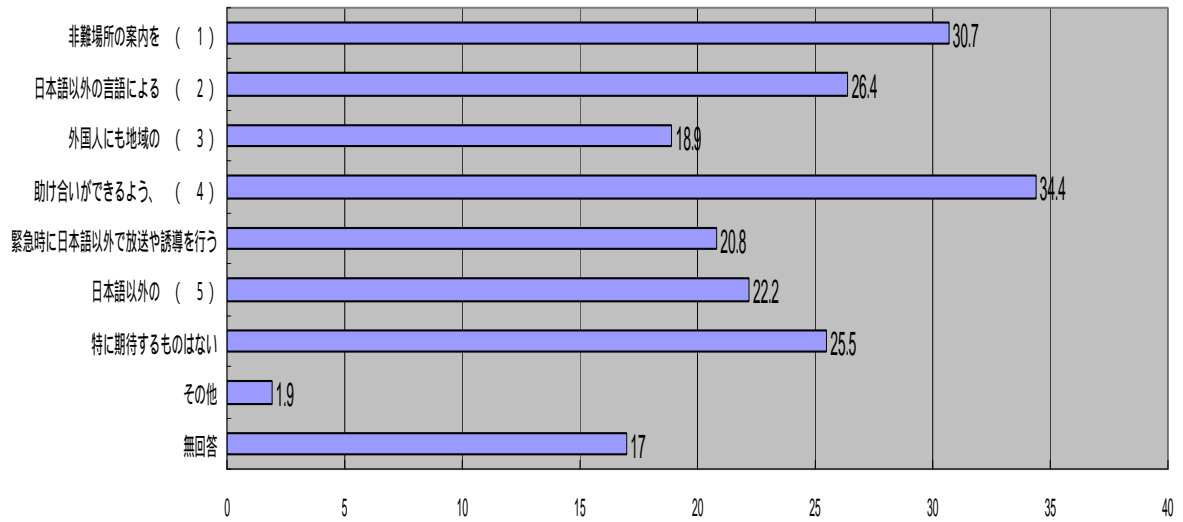
災害発生時や緊急時の対応について何を期待しますかとの質問に、「助け合いができるよう、日頃から地域の人とコミュニケーションできる機会を増やす」が 34.4%と最も高く、次いで「避難場所の案内を外国人にもわかりやすくする」が 30.7%、「日本語以外の言語による防災パンフレットを配布する」が 26.4%となっています。

オールドカマーでは無回答が 39.2%と最も高く、特に要望を持っていないように思われます。

ニューカマーは地域とのつながりの希薄さから、「助け合いができるよう、日頃から地域の人とのコミュニケーションできる機会を増やす」に 39.9%が回答しています。

日頃から避難場所の周知等を行うなど、災害時における対応がスムーズに行うことが出来るよう努める必要があります。

[災害発生時や緊急時の対応で、高槻市や地域（自治会等）などに何を期待しますか 単位：％] 全体



- 1 = 避難場所の案内を外国人にもわかりやすくする
- 2 = 日本語以外の言語による防災パンフレットを配布する
- 3 = 外国人にも地域の防災訓練や防災講演会などに参加できるようにする
- 4 = 助け合いができるよう、日頃から地域の人とコミュニケーションできる機会を増やす
- 5 = 日本語以外の言語による情報提供や相談に応じられるようにする

(4) 多文化共生の地域づくり

公共施設の利用等

図書館等の公共施設を利用したことがありますか、との質問に対しては「図書館」が最も高く 45.3%、オールドカマー、ニューカマーともにほぼ同じ比率になっています。以下、オールドカマーは「高槻現代劇場」（43.2%）、「各コミュニティセンター」（37.8%）「各市立公民館」（31.1%）と続いています。ニューカマーは「体育館などのスポーツ施設」（23.9%）「保健センター」・「各市立公民館」（21.7%）などとなっており、利用されてる施設に違いが見られます。

次に、市役所等を利用した場合困ったことはありましたかの質問に対して、「特に困ったことがない」が 60.8%と高く、「どの窓口を利用すればよいのかわからない」が 12.7%、「言葉が通じない」が 12.3%となっています。ニューカマーは「手続きがわからない」、「言葉が通じない」が同率で 18.8%であり、日本語の能力の面から不便を感じていると思われます。

また、オールドカマーで「職員の対応がよくない」が 12.2%となっており、先の病院での「外国人に対して不親切である」が 1.4%であったのと比較すると、高い比率になっています。

地域・社会参加

今後、より積極的に地域に関わっていきたいですか、との質問に対しては、「関わっていきたい」が、ニューカマー（43.5%）に比べ、オールドカマー（20.3%）と倍以上の開きがあります。

災害の項目での質問でも、ニューカマーは、地域でのコミュニケーションの広がりを求めており、意識の高さがうかがわれます。しかし、地域とのつながりを示す質問では、オールドカマーよりニューカマーの参加率が劣ります。

(2) 高槻市国際化施策推進基本指針策定検討会設置要綱

(目的)

第 1 条 本市の国際化施策を総合的・効果的・効率的に推進するための基本方向を示す高槻市国際化施策推進基本指針（以下「指針」という。）を策定するため、高槻市国際化施策推進基本指針策定検討会（以下「検討会」という）を設置する。

(所管事務)

第 2 条 検討会は、次の事項を所掌する。

- (1) 指針の策定に関すること。
- (2) その他検討会が必要と認めた事項。

(組織)

第 3 条

- (1) 検討会は、別表に掲げる課（室）をもって構成する。
- (2) 委員については別表で掲げる課（室）の所属長、または、所属長の推薦する者をもって充てる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、指針が策定されるまでとする。

(委員長)

- 第 5 条 検討会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、検討会を代表し、会務を統括する。
 - 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第 6 条 検討会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことはできない。

ただし、委員がやむを得ない理由により会議に出席できないときは、委員の指名する者が代わりに出席することができる。

- 3 委員長は、運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、資料の提出及びその意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第7条 検討会の事務局は、市民参画部人権室人権課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月10日から施行する。

この要綱は、平成20年4月 9日から施行する。

別表(第3条関係)

構成課(室)	市長公室	都市交流課
		政策企画室
	総務部	危機管理課
	市民参画部	コミュニティ推進室
		市民課
	保健福祉部	保健福祉政策課
	子ども部	子ども育成課
	都市産業部	労働福祉課
	教育管理部	教育政策室
	教育指導部	教育指導課
		地域教育課
		青少年課

(3) 外国人登録人員

全国及び高槻市の外国人登録者総数の推移 (昭和 54 年 ~ 平成 19 年)

(各年未現在)

区 分 年	全 国		高 槻 市	
	登録者数	前年比 (%)	登録者数	前年比 (%)
昭和 5 4 (1979) 年	774,505		2,421	
5 5 (1980) 年	782,910	1.1	2,412	- 0.4
5 6 (1981) 年	792,946	1.3	2,444	1.3
5 7 (1982) 年	802,477	1.2	2,478	1.4
5 8 (1983) 年	817,129	1.8	2,537	2.4
5 9 (1984) 年	840,885	2.9	2,556	0.7
6 0 (1985) 年	850,612	1.2	2,631	2.9
6 1 (1986) 年	867,237	2.0	2,703	2.7
6 2 (1987) 年	884,025	1.9	2,744	1.5
6 3 (1988) 年	941,005	6.4	2,773	1.1
平成 元 (1989) 年	984,455	4.6	2,838	2.3
2 (1990) 年	1,075,317	9.2	2,921	2.9
3 (1991) 年	1,218,891	13.4	3,092	5.9
4 (1992) 年	1,281,644	5.1	3,113	0.7
5 (1993) 年	1,320,748	3.1	3,095	- 0.6
6 (1994) 年	1,354,011	2.5	3,021	- 2.4
7 (1995) 年	1,362,371	0.6	2,990	- 1.0
8 (1996) 年	1,415,136	3.9	2,968	- 0.7
9 (1997) 年	1,482,707	4.8	2,995	0.9
1 0 (1998) 年	1,512,116	2.0	2,943	- 1.7
1 1 (1999) 年	1,556,113	2.9	2,898	- 1.5
1 2 (2000) 年	1,686,444	8.4	2,849	- 1.7
1 3 (2001) 年	1,778,462	5.5	2,860	0.4
1 4 (2002) 年	1,851,758	4.1	2,862	0.1
1 5 (2003) 年	1,915,030	3.4	2,813	- 1.7
1 6 (2004) 年	1,973,747	3.1	2,886	2.6
1 7 (2005) 年	2,011,555	1.9	3,036	5.2
1 8 (2006) 年	2,084,919	3.6	3,100	2.1
1 9 (2007) 年	2,152,973	3.3	3,098	- 0.1

注 1 : 全国の外国人登録者数はここ 10 年で 45.2%の伸びを示しているが、高槻市は 3.4%である。

注 2 : 全国的に伸び率が急激に増えたのは、1990 ~ 1993 年であるが、これは 1990 年の「出入国管理及び難民認定法」の改正によるところが大きいと思われる。

注 3 : 本市においては、ここ 10 年間着実に増えたのではなく、微増、微減を繰り返しながら、16 (2004) ~ 18 (2006) の 3 年間で大幅な伸びを示している。

高槻市の国籍別外国人登録者数の推移(昭和54年～平成19年)

	総数	韓国・朝鮮	割合	中国	割合	フィリピン	割合	ブラジル	割合	米国	割合
昭和54年	2,421	2,192	90.54	120	4.96	6	0.25	1	0.04	35	1.45
55	2,412	2,207	91.50	98	4.06	8	0.33	1	0.04	38	1.58
56	2,444	2,231	91.28	98	4.01	9	0.37	1	0.04	44	1.80
57	2,478	2,243	90.52	112	4.52	10	0.40	2	0.08	50	2.02
58	2,537	2,275	89.67	117	4.61	16	0.63	2	0.08	55	2.17
59	2,556	2,310	90.38	119	4.66	10	0.39	2	0.08	46	1.80
60	2,631	2,376	90.31	121	4.60	20	0.76	2	0.08	36	1.37
61	2,703	2,409	89.12	127	4.70	24	0.89	3	0.11	51	1.89
62	2,744	2,425	88.37	155	5.65	29	1.06	2	0.07	51	1.86
63	2,773	2,417	87.16	183	6.60	28	1.01	5	0.18	53	1.91
平成元年	2,838	2,442	86.05	216	7.61	31	1.09	4	0.14	66	2.33
2	2,921	2,428	83.12	247	8.46	27	0.92	74	2.53	83	2.84
3	3,092	2,399	77.59	277	8.96	39	1.26	131	4.24	101	3.27
4	3,113	2,354	75.62	296	9.51	31	1.00	167	5.36	92	2.96
5	3,095	2,307	74.54	311	10.05	34	1.10	182	5.88	93	3.00
6	3,021	2,262	74.88	334	11.06	39	1.29	118	3.91	98	3.24
7	2,990	2,196	73.44	354	11.84	45	1.51	130	4.35	99	3.31
8	2,968	2,110	71.09	415	13.98	48	1.62	127	4.28	88	2.96
9	2,995	2,030	67.78	481	16.06	55	1.84	116	3.87	81	2.70
10	2,943	1,992	67.69	533	18.11	61	2.07	97	3.30	70	2.38
11	2,898	1,916	66.11	539	18.60	70	2.42	85	2.93	57	1.97
12	2,849	1,885	66.16	536	18.81	71	2.49	73	2.56	58	2.04
13	2,860	1,838	64.27	576	20.14	77	2.69	71	2.48	62	2.17
14	2,862	1,797	62.79	592	20.68	81	2.83	70	2.45	69	2.41
15	2,813	1,736	61.71	595	21.15	83	2.95	67	2.38	66	2.35
16	2,886	1,699	58.87	662	22.94	96	3.33	77	2.67	70	2.43
17	3,036	1,654	54.48	760	25.03	102	3.36	159	5.24	65	2.14
18	3,100	1,619	52.23	808	26.06	126	4.06	180	5.81	61	1.97
19	3,098	1,587	51.23	852	27.50	128	4.13	145	4.68	66	2.13

大阪府内外国人登録人員・市区町村別集計表

平成19年12月31日現在

高槻市	3,098	北区	4,225	島本町	186
茨木市	2,443	都島区	2,700	能勢町	65
摂津市	1,194	福島区	1,218	豊能町	93
箕面市	2,050	此花区	1,452	千早赤阪村	25
吹田市	4,447	中央区	6,558	河南町	74
池田市	1,512	西区	2,787	太子町	116
豊中市	4,857	港区	2,465	忠岡町	655
枚方市	4,259	大正区	1,407	熊取町	168
寝屋川市	2,970	天王寺区	3,897	田尻町	145
交野市	461	浪速区	5,242	岬町	112
四條畷市	488	西淀川区	3,275	町村計	1,639
大東市	2,857	淀川区	5,320		
守口市	2,569	東淀川区	5,484		
門真市	3,090	東成区	7,729		
東大阪市	18,649	生野区	32,137		
八尾市	7,153	旭区	2,066		
柏原市	1,234	城東区	4,850		
松原市	1,408	鶴見区	1,925		
藤井寺市	645	阿倍野区	2,087		
羽曳野市	934	住之江区	2,951		
大阪狭山市	393	住吉区	3,630		
富田林市	975	東住吉区	3,133		
河内長野市	569	平野区	7,607		
堺市	12,370	西成区	7,411		
泉大津市	1,366	大阪市計	121,556		
和泉市	1,993				
高石市	501				
岸和田市	2,072				
貝塚市	551				
泉佐野市	810				
泉南市	581				
阪南市	327				
市計(除く大阪市)	88,826				

大阪市計	121,556
市計(除く大阪市)	88,826
町村計	1,639
大阪府計	212,021

(4) 高槻市多文化共生施策推進基本指針策定経過

年月日	実施 機関等	内 容
平成16年	高槻市	・高槻市人権施策基本方針策定 (人権施策を総合的に推進するための基本方針)
平成17年	高槻市	・「人権施策を総合的に推進するための高槻市行動計画」 (人権施策推進プラン)策定 ・「高槻市国際化施策推進基本指針」の策定を課題別施策とする。
平成18年	審議会	・「外国人市民の受け入れ態勢について協議」
平成19年	審議会	・「高槻市国際化施策推進基本指針の策定」の進捗について指摘あり
平成19年	検討会	・庁内13課で「高槻市国際化施策推進基本指針策定検討会」 設置(7月) ・年内6回の会議を開催
平成20年2月	審議会	・「高槻市国際化施策推進基本指針策定検討会」の設置報告 および外国籍市民アンケートの原案を諮る。
平成20年5月	検討会	・外国籍市民アンケート実施 無作為抽出700名、回答218名、回収率31.1%
平成20年9月	検討会	・「高槻市国際化施策推進基本指針」検討結果報告書策定
平成20年10月	人権 幹事会等	・高槻市国際化施策推進基本指針(素案の原案)を作成 ・人権幹事会に同基本指針(素案の原案)を報告
平成20年10月	人権擁護 推進本部	・同基本指針(素案の原案)を報告
平成20年11月	審議会	・同基本指針(素案の原案)を審議
平成20年12月	審議会	・同基本指針(素案の原案)を審議 名称を「高槻市多文化共生施策推進基本指針」とする。
平成21年1月	高槻市	・基本指針(素案)の決定 ・パブリックコメント実施
平成21年3月	高槻市	・パブリックコメント取りまとめ ・基本指針の決定

高槻市多文化共生施策推進基本指針

平成21(2009)年3月発行

編集・発行

高槻市市民参画部人権室人権課

〒569-8501

高槻市桃園町2番1号

☎072-674-7575